

柏市立高柳西小学校 いじめ防止基本方針

柏市立高柳西小学校

(1) 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。」という認識をもち、以下の基本理念のもとに、いじめの防止等のための基本方針を定めることとする。

- ①学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを許さない、見過ごさない意識を持つ。
- ②全ての児童が「いじめをしない」、「いじめをさせない」という強い気持ちを持てるような指導に努める。
- ③全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように努める。
- ④いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するとともに、再発防止に努める。
- ⑤いじめを受けた児童の立場を尊重し、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識する。
- ⑥いじめている側の児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑦いじめを受けた児童の保護者に対する説明責任を果たすべく、事実にもとづいて、正確に丁寧な説明を行う。
- ⑧いじめの早期発見・早期解決のために、日常から保護者との信頼関係づくりや地域住民や関係機関との連携協力を努める。

(2) 学校いじめ対策組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援学級担任、各学年生徒指導担当、養護教諭、その他校長から指名された職員

〈活動内容〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめの未然防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④地域・関係機関との連携に関すること。
- ⑤点検・評価

〈開催〉

学年会議での情報交換に基づき、月1回の定例会を開催する。また、緊急・重大な事案が発生した場合は、状況把握者が生徒指導主任に、生徒指導主任が教頭・校長に報告し、校長の指示により緊急に開催する。

〈地域・関係機関との連携〉

重大事案の発生に際しては、以下の地域・関係機関との連携を図る。

- ・協力会会長 ・協力会副会長（1名） ・主任児童委員 ・地域住民代表（しいの木台区長）
- ・柏市教育委員会児童生徒課担当 ・柏市スクールカウンセラー
- ・いじめ防止関係機関（警察，児童相談所等） ・その他校長から指名された者

（3）いじめの未然防止

①学校が掲げている児童像の一つである「笑顔いっぱい」を最重点努力項目として、全ての児童が毎日笑顔で登校できるように全教職員で取り組む。

②いじめを助長することにもなる教職員の児童に対する不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言等）や体罰，児童間における暴力や暴言を学校から排除できるよう教職員と児童が一体となって取り組む。

③児童の豊かな情緒と道徳心を培い，心の通う対人交流能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持たせ，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させる。また，友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感させ，人とつながる喜びを味わうことのできる体験活動を推進する。（道徳教育や体験学習への取り組みは，年度初めに道徳部会・特別活動部会等において具体的な年間指導計画を作成する）

④教師は生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を心がけ，基礎・基本の定着を図るとともに，児童一人ひとりが活躍できる学習活動を通して，自己有用感を高め，自尊感情を育むことができるように努める。

⑤学習や部活動等で，友達に負けたくないという過度の競争意識が児童のストレスを高め，いじめを誘発することのないように十分配慮して向上心を引き出す指導を行う。

⑥いじめ防止の重要性に関する児童の理解を深めるための啓発その他必要な措置として，授業などで人権や道徳に関する児童の思いを発表する場を設ける。

⑦いじめ防止に資する児童が自発的・自主的に行う「あいさつ運動」等の児童会・委員会活動に対する支援を行う。

⑧インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及び効果的に対処することができるように，インターネットや携帯電話の情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

⑨感染症等の感染者や濃厚接触者，医療従事者などに関係する児童に対して，偏見やいじめが起

こらないよう学校全体で観察，指導を行う。

⑩学校の取り組みについての主旨や理解しておいてもらいたい点について，学校だより，学年だより，学校ホームページ等で伝える。また，いじめへの認識を高めるための啓発資料として，県教育委員会が開発した「学校から発信する家庭教育支援プログラム」等の活用を図る。

(4) いじめの早期発見

①いじめはどの学校でも，どの児童にも起こり得るとの認識のもと，いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査「学校生活アンケート」及び教育相談を通じた聴き取り調査を実施する。

ア 実施時期 : 月1回実施

イ 調査内容 : 学校生活全般にわたる悩み等に関する質問事項とし，その後の聴き取りの中でいじめに関する悩みについて把握する。

ウ 実施方法 : 調査の目的を説明した上で，学年・学級ごと一斉に実施する。記名調査を原則とするが，加害者等との関係で無記名でも可能とする。なお，無記名の場合は，教育相談等を通じて児童の心情に十分配慮しながら状況把握に努める。

②上記の定期的なアンケート調査及び教育相談の他，授業時間外の部活動，休み時間，清掃時間等の日常時間においても，全職員で児童の人間関係の把握に努め，早期発見に取り組む。

③いじめがあった場合の子どもの兆候やサイン，変化の特徴を学校だより等で保護者に示し，速やかに学校に相談する等の啓発を行う。

④懇談会や保護者との個人面談を通じて，学校生活の様子や児童の変化を伝え，保護者との連携を図る。

(5) いじめの相談・通報

①学校はだれもが安心して生活できる場でなければならない，だれもが安心して生活する権利を有することを児童に理解させ，いじめがあった場合に，それをやめさせるためにだれかに相談・通報することは適切な権利であることを学校全体で指導するとともに，児童と教師との信頼関係を確立する。

②学校における相談・通報窓口

児童及び保護者のいじめに係る相談・通報窓口（生徒指導担当者，教育相談担当者，学校人権尊重教育担当者，セクハラ相談員，養護教諭等）の相談体制の整備を行う。

③学校以外の相談・通報窓口

学校に話せない状況がある場合，学校以外にも相談・通報窓口があることを，学級の時間に児童に知らせたり，学校だより等で保護者に知らせたりする。

「24時間子供SOSダイヤル」「千葉県のいのちの電話」「やまびこ電話相談」等

(6) いじめを認知した場合の対応・指導

①いじめ発生の報告・調査

ア いじめの発生を認知した教職員は、速やかに学年主任・生徒指導主任に報告し、児童と人間関係のある教職員等を通じて当該児童から聴き取り調査を行い、事実の有無を確認する。また、同時に、管理職への報告を行い、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催する。

イ いじめを行った児童及び目撃した周辺の児童への聴き取り調査にあたっては、児童と人間関係のある教職員等が中心となって、児童の人権（長時間、トイレ、食事等）を配慮し、暴言や威圧等の不適切な言動のないように行う。さらに、無関係な児童等に情報が漏洩しないように聴取場所にも配慮する。

ウ いじめられた児童及びいじめを行った児童等から聴き取った内容は、正確にメモを取り、パソコン等にまとめたものをきちんと保存しておく。

②被害者への支援

ア 全教職員で児童を見守り、児童が安心して登下校し、学習・生活できるような支援体制を整える。

イ いじめを受けた児童の保護者に対して、学校で把握した事実を正確に伝える。

ウ いじめを受けた児童・保護者の不安を聴き取り、不安を取り除けるような対応策を示す。

- ・登下校時の教職員による見守り
- ・学年職員及び管理職等による授業観察や学級巡回
- ・担任による休み時間等の見守り
- ・状況に応じたグループ替えや席替え
- ・一日の様子についての児童への確認
- ・連絡帳や電話などで保護者への報告

エ 学級担任、生徒指導主任、教育相談担当職員、養護教諭等が継続的な心のケアに努める。

オ 状況に応じてスクールカウンセラー、外部相談機関を活用した心のケアを行う。

③加害者への指導・措置

ア いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然と指導し、その再発を防止するために、複数の教職員によっていじめを行った児童への指導を行う。

イ いじめを行った児童が被害児童や通報者に物理的・精神的な圧力等をおかさないように十分指導する。

ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめを行った児童の保護者に対して、いじめの事実と児童への指導内容を正確に説明し、被害者児童及び保護者に対して誠意ある対応が必要であることを伝える。

オ 学校における指導には保護者の協力が不可欠なものと保護者からの継続的な指導も必要であることを伝える。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携して対処する。

④全ての児童・保護者に対して

ア 「いじめは絶対に許されないことである」という意識を一人ひとりの児童に徹底し、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させ、「いじめを止める勇気」「通報する勇気」をもって行動するための指導を行う。

イ 状況によって、学年・全校保護者会等を開き、個人情報に留意しつつ、事態の概要や学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

(7) 重大事態への対処

いじめにより児童の生命または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行うこととする。

① (6) ①アのいじめが発生した場合の対応にしたがって校内で報告を行うとともに、柏市教育委員会児童生徒課(04-7191-7210)へ報告する。緊急の場合は、速やかに警察等関係機関に通報する。

②柏市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置し、地域・関係機関との連携を図る。

③上記の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を行う。調査内容及び調査対象者等も上記組織を中心に検討する。

④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。状況によって、緊急保護者会を開催する。

(8) 公表、点検、評価等

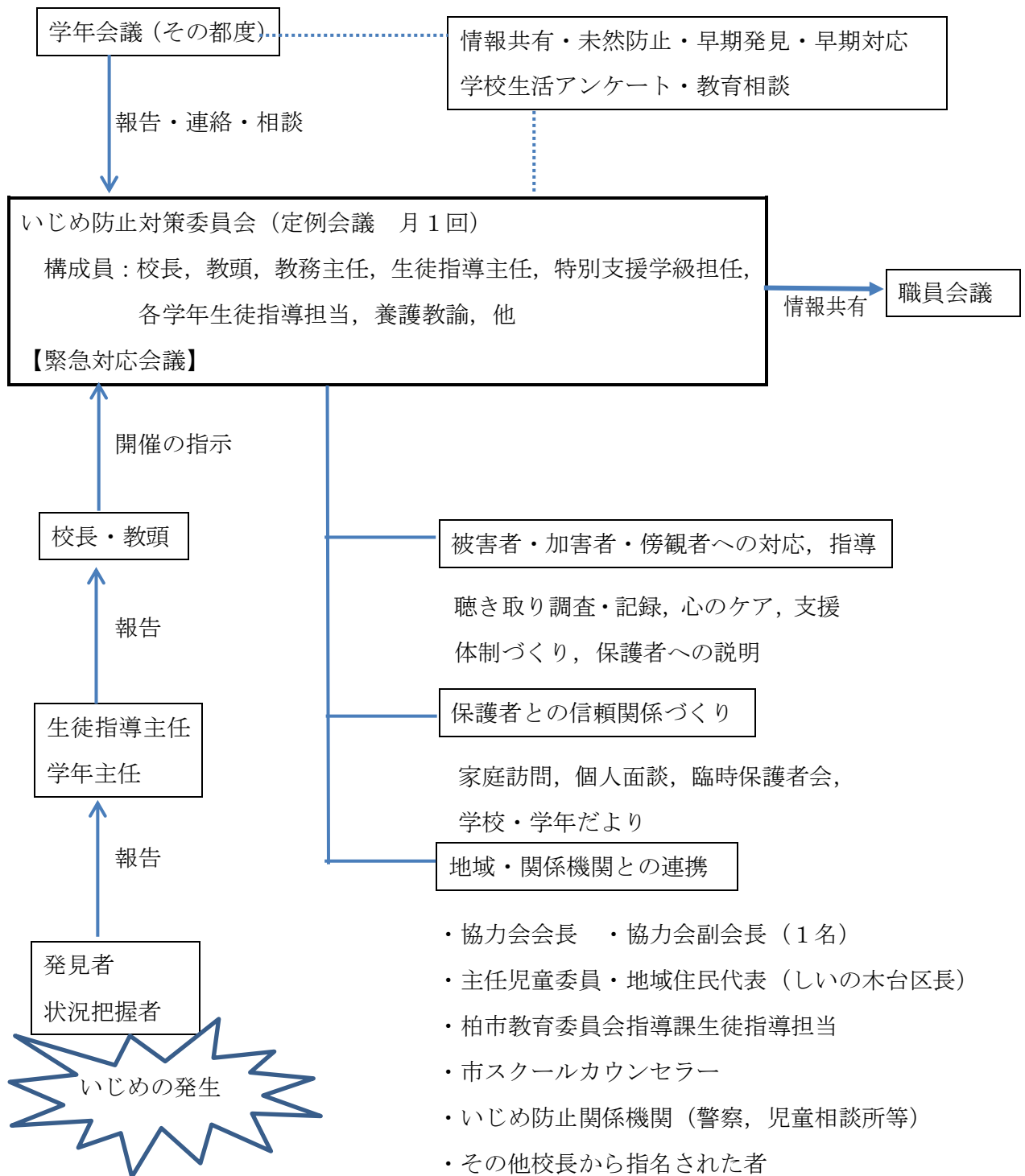
①学校いじめ防止基本方針の概要を学校ホームページで公表する。

②学期毎にいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。

③学校評価にいじめの早期発見に関する取り組みに関する項目を加え、教職員、児童、保護者、地域住民等で適正に自校の取り組みを評価する。また、その結果については公表する。

④いじめに関する評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

(9) いじめ対策・対応フロー図



・平成25年4月1日施行
 ・平成30年4月12日一部修正（年間計画）
 ・令和2年11月30日一部修正